

第53回新潟市緑化審議会議事録

開催年月日	令和3年12月24日(金) 午前10時00分から午前12時00分		
開催場所	新潟市役所本館 第3委員会室		
	委員氏名	出・欠	議事次第
会長	岡崎 篤行	欠	1. 開 会 2. 委員紹介 3. 会長・副会長の選出 4. 諮 問 ○議案第1号 保存樹等の指定について 5. 報 告 ①保存樹等の指定解除について ②新潟市の緑化推進について 6. その他 ○新型コロナウイルス感染症を踏まえた運営要領の変更について 7. 閉 会
副会長	村上 拓彦	出	
委員	指村 奈穂子	出	
"	岩田 統子	出	
"	椎谷 照美	出	
"	菊野 麻子	出	
"	柘津 知広 (代理:高崎 洋一)	出	
"	渡辺 孝	出	
"	小林 猛	出	
"	佐藤 祥子	出	
"	野俣 剛直	出	
"	横山 恵里子	出	
出席者 合計	11 人		

上記議題の審議経過は、本議事録のとおりである。

令和4年 1月 21日

新潟市緑化審議会 議事録署名委員
議事録署名委員

■ 第 53 回 新潟市緑化審議会 議事録 (案)

日時：令和 3 年 12 月 24 日 (金) 午前 10 時～

会場：新潟市役所本館 第 3 委員会室

(司 会)

これより第 53 回新潟市緑化審議会を開会いたします。1 名、椎谷委員からは若干遅れるという連絡がありましたので、始めさせていただきたいと思います。委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます、公園水辺課の竹石と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会は、委員改選後、最初の開催となりますので、後ほど皆様からお一人ずつお名前を事務局より紹介いたしますので、一言自己紹介をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

ここで、皆様にお願ひがあります。新潟市緑化審議会の傍聴に関する要領では、会場内の写真撮影、録画、録音などは行わないこととされておりますが、審議会の許可を得た場合はこの限りではないとされております。事務局にて、議事録作成の都合上、録音の許可をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは、録音させていただきます。

会議に先立ちまして、公園水辺課長の高島よりごあいさつ申し上げます。

(高島公園水辺課長)

皆さん、おはようございます。私は公園水辺課課長の高島と申します。本日は、師走のお忙しい中ご出席たまわりまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、日ごろより本市の緑化推進に多大なご尽力とご協力をいただいておりますことを心より感謝申し上げます。

本日の審議会は、本年 11 月の委員改選後、初めての開催となります。樹木の保全及び緑化の推進など、本市の緑化施策全般について、委員の皆様から幅広い視点で忌憚のないご意見をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

また、すでにご存じの方もいらっしゃると思いますが、本市のまちづくりといたしまして、新潟駅を起点といたしました都心軸エリアをにいがた 2 k m と位置づけまして、本年 9 月には都市開発事業を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域としまして、

都市再生緊急整備地域という指定がされたところです。我々はこのような状況を契機の一つとしまして、本審議会では、民有地の新たな土地利用について、都心軸の緑の創出を今まで以上に行うことができるよう、皆様からのご意見をいただきたいと考えております。

最後になりますが、本市が市民の皆様とともに進めている緑の保全及び緑化施策のさらなる推進に向けまして、今後も変わらぬお力添えをお願い申し上げまして、簡単ではありますが開会のあいさつとさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

(司 会)

続きまして、本日の資料を確認させていただきます。まず、議事次第、委員名簿、座席図がついております。続きまして、資料1、議案第1号「保存樹等の指定について」、資料2、報告第1号「保存樹等の指定解除について」、資料3、報告第2号「新潟市の緑化推進について」ということで、クリップ止めのもとA3判のホッチキス止めのものであります。資料4、その他「新型コロナウイルス感染症を踏まえた運営要領の変更について」です。以上となりますが、皆様、資料はありますでしょうか。

続きまして、本日の会議の進行についてご説明いたします。はじめに、委員の皆様のご紹介を行った後、会長・副会長の選出を行います。会長・副会長の選出後は、会長に会議の進行をお願いしまして、議事次第4、諮問として議案第1号「保存樹等の指定について」から委員の皆様よりご審議いただくこととなります。そして、議事次第5、報告として、「保存樹等の指定解除について」、「新潟市の緑化推進について」の2点につきまして事務局より説明させていただきます。その後、次第6、その他として、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた運営要領の変更について」、事務局より説明させていただきます。予定している議案は以上となり、時間は概ね2時間を予定しております。よろしくお願いたします。

次第2、委員の紹介に入ります。お手元にあります委員名簿順に皆様を紹介させていただきます。私からお名前を申し上げますので、その後、自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、新潟大学工学部教授、岡崎篤行様。岡崎様につきましては、本日、急用により欠席となっております。

続きまして、新潟大学農学部准教授、村上拓彦様。

(村上委員)

初めまして。新潟大学農学部の村上と申します。主に森林林業にかかわるような教育に携わっております。今回が初めてです。よろしくお願いたします。

(司 会)

続きまして、学校法人キャリアテクニカ学園日本自然環境専門学校講師、指村奈穂子様。

(指村委員)

皆さん、こんにちは。初めまして。私も今日から参加させていただきます、指村と申します。自然環境系の専門学校で講師をしていて、植物のことを学生に教えています。私はその学校に3年前に来まして、新潟に引っ越してきました。その前は沖縄県の西表島に住んでいましたので、新潟のことはまだ分からないこともあると思うのですが、植物の中の特に樹木が大好きで、緑いっぱいのいい市になるといいなと思って、できることがあればと思っています。よろしくお願いします。

(司 会)

続きまして、一般社団法人日本樹木医会新潟県支部、樹木医の岩田統子様。

(岩田委員)

岩田です。この会議は平成25年の第37回から出席しております。申請樹木が保存樹に相応しいか審議しているわけですが、できるだけいいところを見て、たくさんの木を指定していこうという、会のベースに流れているものに好感を覚えて参加しております。よろしくお願いします。

(司 会)

椎谷様は後ほど来られるということですので、続きまして、特定非営利法人ワーキングウイメンズアソシエーション副理事長でいらっしゃいます、菊野麻子様。

(菊野委員)

こんにちは。WWAの菊野と申します。働く女性のネットワークで県内各地に在住しております仕事をしながらさまざまな交流をしている団体のNPO法人の副理事長を務めております。全く樹木等の専門ではないのですが、小さな自宅の庭で花を育てることを楽しみにしております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

続きまして、国土交通省北陸地方整備局新潟国道事務所の柵津知広所長様につきましては、本日、ご所用につき、高崎洋一副所長様が代理で出席されております。よろしくお願いします。

(柵津委員代理：高崎)

ご紹介いただいたとおり、本日は所長が所用につき欠席となりまして、私が代理で出席させていただきます。よろしくお願いいたします。

新潟国道事務所は国道の管理をしておりまして、まさに今、紹介ありました、新潟都心軸の中心部、国道7号とか国道116号を管理しております。東大通ですとか東中通に街路樹がありますが、イチヨウ並木ですとかヤナギ並木なども管理しております。この場の意見を参考にさせていただいて、今後の樹木管理にも反映させていただきたいと思います。よろしく

お願いいたします。

(司 会)

続きまして、新潟県新潟地域振興局農林振興部副部長、渡辺孝様。

(渡辺委員)

おはようございます。新潟県新潟地域振興局で森林林業の担当をしております、渡辺といいます。

私どもは森林行政、主に山のほうなので、なかなか都市部とのかかわりが少ないのですが、緑化のボランティア支援といったところではかかわりを持っております。我々の普及員がそういった指導を行っておりますので、また何かありましたら教えていただきたいと思ひますし、そういうところにも積極的に参加していきたいと思ひておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

(司 会)

続きまして、公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会常務理事、小林猛様。

(小林委員)

小林猛です。

当委員会は県民の皆さんや市民の皆さんから浄財を頂戴いたしまして、それを原資にボランティア団体の皆さんに助成している団体です。21世紀の100年をかけて次の世代に緑の遺産を贈ろうという思いのもとに活動支援している団体です。新潟市ですと、海岸林、北区では海辺の森、それから関屋分水から五十嵐浜にかけての海岸、角田山、あるいは秋葉区ですと秋葉丘陵ということで、各団体の皆様に緑化活動の支援をしているところです。参加させていただきまして、緑化について審議させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司 会)

続きまして、公益財団法人新潟県都市緑化センター花と緑のアドバイザー、佐藤祥子様。

(佐藤委員)

花と緑のアドバイザーに指定されております、佐藤祥子と申します。

普段の仕事としては、新潟市内の建設コンサルタント会社に勤めておまして、森林計画を立てたり植物調査などをしております。よろしくお願ひいたします。

(司 会)

続きまして、一般社団法人新潟市造園建設業協会副理事長、野俣剛直様。

(野俣委員)

おはようございます。新潟市造園建設業協会副理事長を拝命しております、野俣と申しま

す。

普段は新潟市の公園緑化行政に対して、我々は協力させていただいております。また、よりよくなるよう提案もさせていただいております。緑化審議委員になってかなりたちますが、なかなかいろいろ大変なところがありますので、これからも皆様のご助言等をよろしくお願ひします。

(司 会)

公募委員、横山恵里子様。

(横山委員)

皆様、おはようございます。横山と申します。私は西海岸公園を臨む関屋の地に 30 年ほど暮らしてありまして、日々緑を楽しんでおります。そういった思いから、こちらの審議会で、また一市民の目線でお話をさせていただければと思っております。

あと、25 年ほどフラワーアレンジメントの仕事をしてありまして、新潟を緑と花と素敵な町に、よりよくしていけたらいいなという思いがあります。どうぞよろしくお願ひいたします。

(司 会)

特定非営利活動法人ヒューマン・エイド 22 代表理事、椎谷照美様。

(椎谷委員)

椎谷です。今日は遅れて申し訳ありませんでした。私は子育て支援の NPO 法人をしてありまして、主に公園ですとか、子どもたちの行きやすい公園とかそういったところを情報発信なども行っています。

緑化審議委員ということで、けっこう長く参加させていただいていますけれども、参画することによって樹木の素晴らしさといいますか、そういったところに目が行くようになりまして、せっかくのこういったいろいろな樹木とかいろいろなものをどう広げていったらいいのかと思ひまして、さまざまな発信方法で、支援センターをやっておりますので、管内に置いたりとか、いろいろな人に知っていただいたりといったことをしております。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

(司 会)

皆様、ありがとうございました。

続きまして、事務局を紹介させていただきます。最初に、土木部公園水辺課課長の高島です。

(事務局：高島)

改めまして、高島です。本日はよろしくお願ひいたします。

(司 会)

同じく渡辺です。

(事務局：渡辺)

公園水辺課の渡辺です。本日はよろしく願いいたします。

(司 会)

同じく長谷川です。

(事務局：長谷川)

公園水辺課の長谷川です。よろしく願いいたします。

(司 会)

同じく金子です。

(事務局：金子)

公園水辺課の金子です。本日はよろしく願いいたします。

(司 会)

最後に、改めまして、竹石です。どうぞよろしく願いいたします。

ここで、本日の会議の成否についてご報告いたします。本日は委員 12 名の内、11 名が出席されております。新潟市緑化審議会規則第 5 条第 2 項において、審議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができないと規定されております。規定を充足しており、会議は成立しております。

続きまして、次第 3、会長・副会長の選出に移ります。新潟市緑化審議会規則第 4 条第 1 項の規定では、委員の互選により会長及び副会長を各 1 名定めることとなっています。会長・副会長の選出にあたり、決定するまでの仮議長を事務局の公園水辺課長、高島が務めさせていたきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、進行をお願いいたします。

(高島公園水辺課長)

会長が決まるまでの進行役を務めさせていただきます。委員の皆様、ご協力をお願いいたします。仮ですので、こちらの席で進行させていただきます。

それでは、会長及び副会長の選出を行います。審議会規則第 4 条第 1 項の規定により、会長及び副会長は、委員の互選により定めるところとなっております。委員の皆様のご推薦などありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

(野俣委員)

長年、紙谷委員が会長を務められており、このたび退任されて、また、新任の方もおられ

ますので、事務局から何か案があったら提案していただきたいと思います。

(高島公園水辺課長)

事務局、いかがですか。

(事務局：金子)

ただいま、野俣委員より事務局案をとる発言をいただきましたことから、事務局から案を提案させていただきます。まず、会長につきましては、これまで副会長を務めていただいております岡崎委員を会長に推薦してはどうかと考えております。こちらについては紙谷前会長からもご推薦いただいている話です。また、本日、岡崎委員についてはご欠席となっておりますけれども、もし会長への推薦をいただいた場合にはお引き受けいたしますということで、内諾をいただいております。

続いて、副会長についてですけれども、紙谷委員のご後任でありまして、同じく新潟大学農学部の准教授である村上委員を推薦してはどうかと考えております。こちらについても紙谷前会長からご推薦いただいているところです。以上が事務局案となります。

(高島公園水辺課長)

委員の皆様、ほかにご推薦などはありませんか。

ほかにはないようですので、会長は岡崎委員に、副会長は村上委員にお願いしたいと思っております。皆様より拍手をもってご承認いただきたいと思います。

(拍手)

ありがとうございます。それでは、新会長及び副会長が決まりましたので、これ以降の進行につきましては、本来、議長である岡崎会長にお願いするところではありますが、本日ご欠席であることから、新潟市緑化審議会規則第4条の3により、村上副会長に議長をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

(村上副会長)

今ほど副会長を仰せつかりました、村上と申します。委員の皆様の協力により、円滑に議事を進めていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

最初に、議事録署名委員についてお諮りします。審議会運営要領の第3条により、審議会の議事録は会長の指名する議事録署名委員が署名し、事務局で保管するものとあります。後日、事務局が作成しました議事録の内容を精査していただき、内容がよければ署名をすることになっております。議事録署名委員について、私から指名したいと思います。

今回は、指村委員と野俣委員を指名させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして、議事次第4になります。議案第1号「保存樹等の指定について」、委員の皆様にお諮りします。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：金子)

それでは、議案第1号「保存樹等の指定について」、説明させていただきます。皆様お手持ちの資料1で説明いたします。また、こちらには資料と同じものを映させていただきますので、見やすいほうをご覧くださいと思います。

ページをめくっていただきまして、1ページ目、概要になります。初めての方もいらっしゃると思いますので、保存樹等とはというところを載せさせていただきます。保存樹とは、新潟市樹木の保存及び緑化の推進に関する条例に定められておりまして、抜粋して赤字のところを読ませていただきますけれども、市長が別に規則で定める基準に該当する樹木又は樹木の集団を審議会の意見を聴いて、保存樹又は保存樹林に指定することができるとなっております。

下段の写真と表については、すでに指定されている保存樹等を参考としてつけさせていただきます。

続きまして、3ページ目です。保存樹等の指定基準についてです。先ほどの、市長が別に規則で定める基準というのはこちらになっておりまして、保存樹及び保存樹林それぞれこのように基準が定められております。

4ページ目に移ります。これら保存樹に指定されたものに対して、我々市が行っている支援といたしましては、まず、保存樹を指定したことが分かるように、看板の設置をさせていただきます。また、保存樹を管理していただいた報奨金として、こちらの表の額を年額でお支払いしておりますし、松の関係については松くい虫の防除対策の費用についても補助しております。以上が、大まかではありますけれども、保存樹等の概要と、またその支援の中身になっております。

次のスライドから、今回の諮問に関する中身に入っていきたいと思います。5ページ目をご覧ください。今回、指定申請が2件来ておりまして、東区の寺山にありますクロマツ、西蒲区の巻にありますフジということで上がっておりますので、それぞれ一括で説明させていただきます。

まずは、申請樹木1のクロマツから説明させていただきます。所在地ですけれども、東区寺山にあります寺山八幡宮という神社の境内にあるクロマツです。近くには寺山公園ですとか東総合スポーツセンターなどがあります。

7ページ目になります。先ほどの航空写真の拡大図と樹木の全景になります。こちらは、所有者の方から聴き取りしたところ、このクロマツについては寺山八幡宮の境内に立っている、寺山のシンボリックな樹木であるということをおっしゃっておいりましたし、この神社が1624年ごろに創立され、そのころからあるのだということで、昔からある樹木ですとおっ

しゃっております。確かに、この近辺では非常に目立つ大きな木です。

続いて、8ページになります。こちらはクロマツの概要で、参考につけさせていただいておりますので、説明は割愛させていただきます。

続いて、9ページ目になります。こちらが申請のありました樹木の樹高ですとか幹周りの計測状況になります。測桿というポールを使いまして、また、メジャーを使いまして、樹高と幹周りを測っております。今回のクロマツの樹高に関しては13メートル、幹周りにつきましては3.1メートルと、非常に大きな樹木となっております。

10ページをご覧ください。先ほどの樹木の全景の写真になります。樹木の特徴ですが、少しねじれたような特徴的な幹姿なのですが、特に枯れた枝があるようなところも見受けられず、衰弱した様子も見られなかったということで、健全である樹木なのではないかと推測されます。また、公開性についてですが、こちらを保存樹として指定された際にはさまざまな方に見ていただきたいという中で、所有者の方も地域のシンボルとして広く公開していきたいという話を伺っておりますし、また、神社境内ということで、多くの方が見に行ける場所ということでもあります。

11ページをご覧ください。今回のクロマツについて、改めてまとめますと、下段の指定基準をご覧いただければと思います。先ほど計測したとおり、地面から1.5メートルの高さにおける幹周りが1.2メートル以上であることということで、先ほどの計測は3.1メートルということでクリアしておりますし、二つ目の高さが12メートル以上であること、こちら13メートルということで、①と②について、指定基準をクリアしているという状況となっております。先ほどご説明したとおり、特に衰弱したようすも見られないことから、健全で、樹容が美観上優れていると考えられるということで、このクロマツについて、保存樹に指定してよろしいのではないかとということで、皆様にご意見を伺いたいと思っております。以上が申請樹木1の説明になります。

このまま2にまいります。12ページをご覧ください。申請樹木2番、こちらは西蒲区巻にあります、愛宕神社の境内にありますフジになります。巻駅から近いところにあります。

13ページをご覧ください。先ほどの航空写真の拡大と全景の写真になります。こちらについて、所有者からの聴き取りですと、神社境内にありまして、推定年齢は100年を超えるということで、昔からあるフジということです。後ほど写真にも出てきますけれども、この藤棚にはムラサキフジとシロフジ、花の色が違うものが生えているという状況です。

14ページにつきましては、フジの概要になります。こちら説明は省略させていただきます。

15ページをご覧ください。面積の計測状況になります。こちらの藤棚の面積、藤棚いっ

ばいに枝葉が広がっていることから藤棚の面積を測らせていただきまして、航空写真上でも100平方メートルを超えておりますし、所有者の方の計測でも100平方メートルを超える大きな藤棚であるという状況です。

右下の写真ですが、これがシロフジのほうから撮った写真になります。

16 ページをご覧ください。樹木の特徴になります。こちらは藤棚を形成しているフジは10本立ち上がりがあるということで、複数本で藤棚を形成しているものとなります。枝葉の広がりがかかれてはいるわけではなくて、藤棚全面に絡んでいるような状況でありまして、今回の申請については、藤棚一つを1樹木という形で申請いただいているところです。

最後に、公開性ですけれども、巻駅から徒歩10分くらいと近いところにありますし、また神社境内であるということで、多くの方に親しまれ、公開性のある樹木なのではないかということなのです。

以上、最後、まとめますけれども、申請樹木2について、17ページをご覧くださいまして、指定基準については④はんと性樹木で枝葉の面積が20平方メートル以上であることとなっておりまして、先ほどの計測の結果のとおり、100平方メートルを超えているということで、この条件に合致するのではないかとということです。ちなみに、はんと性樹木は、例としてはフジとなっているのですけれども、こちらについては、指定された場合には新潟市としては初めてのはんと性樹木になります。

上段の赤字を読みますけれども、こちらも特に枯れたようすも見られず、健全で樹容も美観上優れていると考えられることから、こちらも保存樹に指定してよいのではないかとということで、皆様からご意見を伺いたいと思っております。

以上、議案第1号「保存樹等の指定について」のご説明となります。よろしくお願いいたします。

(村上副会長)

それでは、委員の皆様からご意見、ご質問などありましたらお願いしたいと思います。皆様、いかがでしょうか。

(佐藤委員)

フジなのですけれども、これは10本生えているけれども、はんと性で1本と見なすということなのではないでしょうか。例えば、4ページの報奨金の交付で、保存樹の場合は1本5,000円とあります。保存樹林だと1平方メートル当たり10円になりますが、この場合、10本で1本分の5,000円に該当するということですのでよろしいでしょうか。

(事務局：金子)

今ほど佐藤委員からご質問のありました件ですけれども、まず、はんと性樹木、フジにつ

きましては、保存樹林ではなく保存樹としての指定要件でありますので、まずは保存樹としての指定になるのかなというところが一つあります。また、確かに 10 本の立ち上がりということで、それぞれ分けられるのではないかという判断はあるのですが、先ほどご説明したとおり、枝葉が混じっているということと、それで分けられないということで、所有者の方ともお話しさせていただきました、1 本で申請させていただくということで上げていただいているところになります。

(椎谷委員)

クロマツなのですが、約 400 年前からあったということなのですが、寿命はどうかということと、この後の指定解除のところでもクロマツが指定解除になっています。ここでは松くい虫ということになっています。これだけ長くある場合、そういった影響があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

(事務局：金子)

今ほど椎谷委員からご意見をいただきましたけれども、正直申し上げて、樹齢の 400 年というのが定かではないというところもあるのですが、昔からある大木ということで、どれほどの状況になっているか分からない部分はありますけれども、所有者の方は今後も引き続き管理していきたいというお話です。

また、先ほど冒頭に説明した松くい虫の防除についても使えますということは、指定された暁にはご紹介させていただきまして、積極的に活用していただければと思っております。

(村上副会長)

私も先ほどのフジの件は 1 本なのかどうかというのは気になったところなのですが、今回は保存樹ということで、1 本ということで取り扱われると。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。ということで、この件については原案のとおりとして答申いたします。

続きまして、議事次第 5 になります。報告の 1 点目、「保存樹等の指定解除について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：金子)

続きまして、私から説明させていただきます。「保存樹等の指定解除について」ということで、こちらについては資料 2 を使って説明させていただきます。1 ページ目をご覧ください。今回、審議会で報告させていただきますのが、こちらの 10 件になります。

3 ページ目をご覧くださいと、それぞれのたまかな位置になっております。この後、個別に概要を説明させていただきます。

4 ページ目をご覧ください。一つ目が保存樹 327 番、イトヒバになります。こちらは老木となりまして、倒木の危険性があることから、所有者の方から解除させていただきたいという申し出がありまして、解除し、伐採となっております。

続きまして、5 ページ目、保存樹 343 番、ダイオウショウです。こちらについては松くい虫による枯死のため解除し、伐採となっております。

6 ページです。361 号、クロマツになります。こちらにも松くい虫による枯死により解除し、伐採となっております。

7 ページ目です。保存樹 323 番から 326 番になります。こちらにつきましては、保存樹のある土地を売却するというので、そのために解除し、伐採となっております。

8 ページ目をご覧ください。保存樹の 40 番から 45 番です。こちらは皆應寺というお寺の敷地内にあるクロマツでありまして、こちらは枝が落ちたりして近隣に影響があるということで、これでは維持管理が難しいという話があることから、解除し、伐採となっております。

9 ページ目をご覧ください。保存樹の 310 番と 311 番と 313 番になります。こちらについても、松くい虫による枯死のため解除し伐採となっております。

10 ページ目をご覧ください。153 番のケヤキと 154 番のクロマツです。こちらにも所有者から維持管理がこれ以上できないということで、解除させていただきたいという申し出がありました。

11 ページをご覧ください。保存樹 46 番、クロマツになります。こちらは神道寺諏訪神社の境内にあるクロマツなのですけれども、こちらにも近隣への影響があるということで、維持管理が困難になってきているということで、解除し、伐採となっております。

最後に、生垣の 4 番、ウバメガシになります。こちらについては、所有者の方が高齢になられて維持管理がこれ以上難しいということで、解除の申し出がありました。

簡単ではありますが、今回、解除の申し出がありました 10 件についてご説明させていただきました。

(村上副会長)

報告「保存樹等の指定解除について」、ご意見、ご質問などありましたらお願いいたします。

(岩田委員)

今回の指定解除の樹木は、去年は会議がなかったものですから、2 年にわたっての報告だと伺っているのですけれども、やはり、松くい虫による枯死のためというものがかなり多かった気がします。樹幹注入剤と薬剤で対応するのに補助がつくということがこの会議で決まったのですけれども、使用状況はどういった感じなのでしょう。

(事務局：金子)

今ほどご意見のありました、保存樹の松くい虫の補助の状況ですけれども、平成 29 年からの情報しかないのですけれども、平成 29 年、30 年と 4 件ほどずつ活用の事例がありましたけれども、昨年度、令和 2 年度については 20 本ほど活用していただいております、周知しているのですけれども、活用の幅が広がってきているのではないかと考えております。

(岩田委員)

施主のお考えもあつたりするので難しいとは思いますが、引き続きお願いします。

(村上副会長)

ほかにいかがでしょうか。

それでは、続きまして、議事次第 5、報告の 2 点目になります。「新潟市の緑化推進について」、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局：長谷川)

事務局の長谷川です。私からは、報告②「新潟市の緑化推進について」ということで、次の 2 点を重点的に説明させていただきます。

まず、1 点目ですけれども、新潟市のみどりの基本計画の一部追加に係る緑化重点地区の指定について。2 点目については、新たな緑化助成制度の創設について説明させていただきます。よろしく願いいたします。

こちらは本日説明する流れになっております。本市の緑化の取組みと現状及び課題につきまして、1 から 3 で説明した後、課題解決に向けた内容について、4 から 7 で説明させていただきます。最後の 8 番目、今後のスケジュールにて、今回の緑化審議会以降のスケジュールについてご説明させていただきます。各項目につきましてはスライド記載のとおりになりますので、割愛させていただきます。

はじめに、新潟市みどりの基本計画の概要についての説明になります。新潟市みどりの基本計画とは、都市緑地法第 4 条に規定する計画で、緑豊かで快適な都市を形成していくことを目指し、緑地の保全から公園の整備、民有地の緑化の推進までの全般につきまして、緑の将来あるべき姿とそれを実現するための方策を示す計画となっております。

新潟市のみどりの基本計画は 2009 年の平成 21 年に策定しました。2009 年から 2014 年を第 1 次実施計画としまして、各種みどり政策を実施し、2014 年の平成 26 年にみどりの数値目標として市民一人当たりの公園面積を 12.8 平方メートル、緑化活動団体数を 320 団体に設定しました。平成 26 年度末時点及び令和 2 年度末時点の数値はスライドの記載のとおりになっております。

基本計画策定から概ね 20 年後の 2030 年にみどりの将来像の実現に向けて 2015 年から

2020 年を第 2 次実施計画、2023 年から 2030 年を第 3 次実施計画とし、各種みどり政策を実施していきます。

続きまして、みどりの基本計画における基本理念につきましては、「次世代に誇りを持って引き継ぐ豊かな水と緑～新潟らしい風格ある都市を目指して～」になっております。新潟市のみどりの形成過程につきましてはスライド記載のとおりになりますので、割愛させていただきます。

次に、目指すべきみどりの将来像になります。4 点ありまして、まず一つ目は、「新潟市の歴史・個性」と「政令市としての風格」が感じられる都市。二つ目は、「まちや集落」など、身近に「みどり」があふれる都市。三つ目は、「みどり資源」が「都市の骨格」として保全・活用されている都市。最後の四つ目になりますが、「みどりの維持・育成」に住民も参画している都市になります。これらの目指すべきみどりの将来像の実現に向けた基本方針と方策につきましては、次のスライドで説明させていただきます。

目指すべきみどりの将来像の実現に向けた 6 つの基本方針と 12 の方策は、スライドに記載のとおりとなります。今回の中では、詳細の説明は割愛いたしますが、基本方針と方策に沿って緑化推進のための具体的な取組みを行っております。

続きまして、緑化推進のための取組みについての説明に移ります。こちらはみどりの基本計画に記載されております緑化推進のための取組みになっております。まず、官が主に対応する公共空間でのみどりの創出。次に、民が主に対応する民間の緑地の保全・緑化推進。最後、三つ目になりますが、協働によって対応するみどりの維持管理を図る。以上の 3 本の柱に基づきまして、特にみどりが不足している都心部のみどりの保全・創出、緑化の推進を重点的に取り組むこととしています。例えばですが、一つ目の柱の公共空間でのみどりの創出の公園整備につきましては、現在、みどりの基本計画で定めている目標値については達成されていないものの、新潟市都市公園条例における市民一人当たりの都市公園面積の標準の 10 平方メートルは上回っている状況になっております。

次のスライドでは、緑化推進のための取組みの 3 本の柱につきまして、それぞれ詳細を説明させていただきます。まず、一つ目の柱である、官が主に対応する公共空間でのみどりの創出としまして、公園の整備を行った二つの公園を紹介いたします。一つ目は上の公園になりますが、西区のきらら西公園になります。西区赤塚地内にある公園で、公園面積は約 23 ヘクタールです。平成 29 年 4 月 29 日の一部供用を皮切りに、毎年、部分供用しており、令和 2 年度末時点の供用面積は約 10.8 ヘクタールになります。整備方針につきましては、スライド記載のとおりになります。

二つ目は、下の公園になりまして、東区の寺山公園になります。東区の寺山地内にある公

園で、公園面積は約 4.6 ヘクタールです。平成 30 年 4 月 1 日から全面供用を開始しています。公園内に子育て施設い〜てらすを整備し、室内遊具など、冬期間でも子どもが多様な活動ができ、安心して子育てができる環境が備わっている公園になっております。整備方針はスライド記載のとおりになります。

続きまして、二つ目の柱である、民が主に対応する民間の緑地の保全・緑化の推進の取り組みとして、保存樹等の指定の推進、生垣設置奨励助成制度の活用推進について紹介いたします。まず、市内に残る優れた樹木等を保全するために保存樹の指定を行っておりまして、令和 2 年度末時点における指定状況につきましては、保存樹が 256 本、保存樹林が 15 件、生垣等の保存樹が 5 件になっております。

続きまして、保全や緑化に関するルールを有する緑地協定地区を対象に、生垣等の新規設置に要する工事費を 2 分の 1 補助する生垣設置奨励助成制度の活用の推進を図っております。

最後に、スライドの下の部分になりますが、三つ目の柱である、協働で対応するみどりの維持管理を図る取り組みとしまして、地元自治会や老人クラブなどの地域の皆様から公園愛護会を作ってもらい、自分たちの公園は自分たちの手でをモットーに、除草や清掃などの公園愛護活動にご協力いただいている制度があります。公園愛護会のほかには、緑化活動を行う自治会などに花苗などの購入費を補助する緑化活動団体への支援と、地元企業、町内会・自治会や学校などの 26 団体が行っている応援アダプト制度があります。以上の 3 本の柱を基に、緑化推進のための取り組みを行っております。

次のスライドから、本市のみどりの課題について説明させていただきます。本市では各施策に取り組んでいますが、中でも、都心部での緑不足の改善が重要な課題となっております。そのような状況下において、都心軸であるにいがた 2 k m を取り巻く状況について説明いたします。本市では、昨年 11 月に新潟駅、万代、古町をつなぐ都心軸を、市民に親しみやすい名称として、にいがた 2 k m と名付け、にいがた 2 k m を含む新潟都心を中心とした町づくりを進めております。具体的な内容につきましては、新潟駅周辺整備事業や、新たな中長距離バスターミナルの整備、民間の再開発事業などが行われ、にいがた 2 k m を含む都心部が大きく生まれ変わろうとしております。

次のスライドになりますが、このように、都心部が大きく変わろうとしている状況の中、本市の緑の状況について確認してみると、新潟市全体における緑被率は 62.5 パーセントと高い数値になっておりますが、その内訳を見てみますと、ほとんどが市街化調整区域における緑被率であり、市街化区域における緑被率はごくわずかになっております。右の棒グラフにつきましては、各区の全体の市街化区域の緑被率を示したものであり、中央区について着目してみると、全体の緑被率は 10.7 パーセント、市街化区域につきましては、緑被率は

4.2 パーセントと低い状況になっております。さらに、にいがた2kmを含む都心部の緑被率については、スライドに記載しているとおりの値になっており、都区に低い値となっております。このように、都心部の緑が少ない状況ではありますが、新潟駅万代広場整備や都心軸での再開発事業など、都心部が新しく生まれ変わっていく中で、都心部の頸管や魅力を頼り向上させるためには、緑の果たす役割は重要となることから、みどりの基本計画にもあるように、都心部のみどりを創出する取組みを進めていく必要があります。

次のスライドから、新潟市のみどりの課題の解決に向けた取組み方針について説明させていただきます。これまでの本市の緑化推進は、官主体による公共空間でのみどりの創出の役割が大きかったものの、都心部ではすでに土地利用がなされており、官によって新たな緑化を創出することが困難なため、民有地の改変時に緑化を促す取組みが必要となります。そこで、これからの本市の緑化推進は、「行政が造る」から「官民で創る」へ転換し、官民が連携してまちなかの緑化を推進していきます。これからの都心部の緑化を推進するに当たりまして、さらに注力する取組内容につきましては、こちらのスライドの赤枠の破線で囲ったものになっております。また、既存制度と取組みについて整理してみると、まず、市街地整備につきましても、開発を促進するための支援措置としまして、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業があります。

さらに、取組みとしましては、今年の9月1日に、にいがた2kmを含む都心部が都市再生緊急整備地域に指定されたことで、容積率の緩和などの特例が活用できることから、再開発の機運が高まることが予想されます。こうした状況を契機に、都心部の緑化を推進するため、みどりの基本計画に新たににいがた2kmを含む都市再生緊急整備地域に指定された区域を重点的に緑化を推進するため、緑化重点地区に指定することを追加するとともに、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業の対象とならない小規模な建て替えにおいてみどりの創出を支援する市独自の補助制度を創設していきたいと考えています。

まず、次のスライドから、緑化重点地区の指定について説明させていただきます。緑化重点地区の指定の説明になります。はじめに、緑化重点地区の概要ですが、都市緑地法第4条において、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項のみどりの基本計画に定めることとされております。緑化重点地区を指定することにより、行政による重点的な緑化制作に加え、市民及び事業者がそれぞれの立場で自主的な緑化を進めることが期待されます。

続きまして、国土交通省が監修しております新編緑の基本計画ハンドブックにおいて、緑化重点地区にふさわしい地区の例示がこちらの一覧になりますが、10種類あります。その内、本市に該当すると考えられる地区を赤文字で示しております。まず、①駅前や多くの公

共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区。②特に緑が少ない地区。④具体的な面的開発事業等が計画されている地区で、緑による環境整備を重点的に行う必要のある地区。④につきましては、今年9月1日ににいがた2kmを含む都心部が都市再生緊急整備地域の指定を受けたことから、再開発事業等の活性化が期待されるということで、該当する地区と考えております。

今ほど説明させていただきました三つの地区につきまして、次のスライドからそれぞれ説明させていただきます。①駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区についての説明になります。本州日本海側の最大都市という立地を生かし、拠点にふさわしい都市機能の強化として、現在、本市では新潟駅周辺市街地の総合的な整備を進めております。参考までに、その整備状況の写真ということで、新潟駅万代口広場の整備に関する画像を三つ掲載しております。また、2018年7月に新潟都心の都市デザインを策定し、古町地区から本市のシンボルである萬代橋を通過して新潟駅へつながるにいがた2km（都心軸）を中心としたまちづくりの推進をしております。新潟都心の都市デザインにつきましては、こちらの下に掲載しております図をご確認願います。こういった状況の中で、本市の玄関口である新潟駅や本市のシンボルである萬代橋または古町といった都心軸周辺を緑化重点地区に指定し、重点的に緑化することで、緑と花の豊かな本市のイメージを発信するとともに、風格ある都市空間を形成していきます。

次のスライドになります。続きまして、④具体的な面的開発事業等が計画されている地区で、緑による環境整備を具体的にを行う必要のある地区についての説明になります。先ほどの11枚目のスライドの繰り返しで恐縮なのですが、今年9月1日ににいがた2kmを含む都心部が都市再生緊急整備地域に指定されたと説明しましたが、まず、都市再生緊急整備地域の概要ですが、都市開発事業等を通じて緊急かつ重点的に市街地の整備を推進すべき地域として、都市再生特別措置法に基づき、国によって指定された地域のことになります。指定された地域内で地域整備方針等合致する事業計画につきましては都市再生特別地区として都市計画決定することが可能となり、都市計画決定した事業につきましては、容積率の制限や斜線制限等の建築制限の緩和の特例を活用することが可能となります。

また、地域整備方針に合致する事業の取組みとして、防災、安全・安心、次世代技術、近未来技術などがある中、取組みの項目の一つの中に、ウォークアブルな空間や緑地の創出という項目があることから、再開発による民有地内の緑化が期待できます。参考事例としまして、こちらは広島市の事例になるのですが、広島市内の都市再生緊急整備地域に指定された区域における緑化の創出の事例を掲載しております。以上のことから、都市再生緊急整備地域に指定された区域を緑化重点地区に指定することで、再開発事業をはじめとする建物の

建て替えなど、土地利用の改変時の緑化を促進させます。

次のスライドになります。最後に、②特に緑が少ない地区についての説明になります。10枚目のスライドでも説明したとおり、にいがた2kmを含む都心部の緑被率は特に少ない状況となっております。こちらの図につきましては、都心部の公園緑地の現況図となっております。新潟駅やガルベストーン通りは緑がある一方、こちらの赤枠で囲んでおります流作場五差路付近、東港線付近、礎町付近につきましては緑が多いとは言えない状況となっております。以上のことを踏まえて、緑化重点地区に指定し、緑が少ない都心軸を中心に緑化を進めることで、緑豊かで人が歩きたくなるような空間を創出していきます。

最後に、緑化重点地区の指定のまとめになります。今までの説明を踏まえまして、先ほどの都心部の公園緑地の現況図に、都市再生緊急整備地域の指定区域を重ねたものがこちらになります。この赤枠が都市再生緊急整備地域の指定された区域の枠になります。優先的に緑化する区域として、再開発事業をはじめとする建物の建て替えの機運が高まる都市再生緊急整備地域の指定区域を緑化重点地区とすることで、面的に緑化を創出していくとともに、特に、先ほど説明させていただきました、緑が少ない都心軸について、さらに緑化の推進を取り組んでいきたいと考えております。さらに、開発時に民有地緑化の創出を誘導していくため、事業者に対して緑の支援を行う市独自の補助制度を創設したいと考えております。

次のスライドから、助成制度の説明をさせていただきます。ここから、市が創設する緑化助成制度について説明させていただきます。まず、補助制度が受けられる対象区域につきましては、先ほど説明させていただきました緑化重点地区に指定された区域になります。民有地のオープンスペース等において緑の創出を行う際の費用を助成することで、民有地の積極的な緑化を誘導していくことが本助成制度の目的となります。

次に、既存制度とのすみ分けについてですが、開発を促進するための支援措置として、施行区域が5,000平方メートル以上の市街地再開発事業。施行区域が1,000平方メートル以上の優良建築物等整備事業による補助制度があります。こちらの二つの補助制度につきましては、補助対象となる経費がいくつかあるのですが、その内、共同施設整備費にオープンスペースなどの緑地整備費が含まれております。一方、市街地再開発事業は優良建築物の対象とならない小規模な建て替え等における緑化についてはそういった助成がありませんので、こういった建物について、このたび、助成制度を創設し、さらなる民有地緑化の推進を図っていきます。

続いて、助成対象の説明になります。助成対象となる緑化についての説明になりますが、こちらは助成対象となる緑化のイメージになります。助成対象となる緑化につきましては、まず、下の地上緑化、建物壁面の壁面緑化、屋上緑化が対象となります。なお、屋上緑化に

については、建物の最上階だけではなく、こちらのイメージ図で示している中2階の樹木についても補助対象にしたいと考えております。

次のページになります。続いて、助成対象となる建築物についてですが、左側が新築、右側は既存建築の緑化イメージになるのですが、新築、既存建築ともに対象とし、新たなオープンスペースの整備は問いません。ただし、申請前にすでに植栽されている樹木の修繕等については助成の対象とはなりません。

続きまして、助成率及び助成の上限額になります。こちらについては、ほかの政令指定都市の事例を参考として設定いたしました。まず、助成率につきましては、助成対象経費の2分の1とします。また、上限額については、地上緑化は100万円を上限とし、壁面緑化、屋上緑化は200万円を上限とします。そして、助成対象経費となる経費につきましては、緑化に係る資材購入費及び施工費を助成対象経費としまして、詳細につきましては、スライド下側の表のとおりになります。

続きまして、助成を受けるための助成条件についての説明になります。助成条件につきましては三つ設定しております。まず、一つ目の助成条件である公開性についてです。公開性の条件につきましては、一般の人が自由に立ち入ることができる建物や共有スペースまたは道路から容易に見ることができる場所とします。また、地上緑化につきましては、ブロック塀などの遮蔽物で隠れてしまう植栽については助成の対象となりません。公開性のある民有地のイメージは図のとおりになっており、公開性のある場所で緑化を行うことで多くの人が緑に接する場が生まれ、市民の緑化意識の醸成・向上や市民の緑化活動のきっかけ作りにつながると考えております。

続きまして、二つ目の助成条件である最低緑化面積についてです。補助対象となる地上緑化、壁面緑化、屋上緑化について、最低5平方メートル以上新たに緑化することが最低緑化面積の助成条件となります。また、緑化を行う際、プランターを使用する場合は、プランター1個当たりの容量が50リットル以上かつ容易に移動できないものを対象とします。左側の写真は最低緑化面積及びプランター容量のイメージを表したものになります。また、緑化面積を算定するための基準につきましては、右の図で示しております、新潟市公共施設緑化ガイドラインに準じて算定することとします。

最後の三つ目の助成条件の説明になります。最後の助成条件は維持管理義務になります。事業完了後5年間は適切な維持管理を実施するとともに、それ以降も適切な維持管理に努めることとします。もし維持管理義務を怠っていたことが明らかな場合、市は申請者に対して助成金の全額または一部返還を求めることができることとします。また、市から要請があった場合には、施工事例の提供や経過報告に協力することとします。そして、本制度を利用し

たことを示す表示板を設置することとします。表示板の設置イメージにつきましては、スライドの三つの写真がイメージ図になります。

続きまして、効果的な緑化の説明になります。まず、効果的な緑化の一つとして、視認性について説明させていただきます。スライドの下側に記載しております表は、壁面緑化、屋上緑化において緑地の向上を図るため、公道から容易に視認できる高さの参考値を示したものになります。表の値を参考としながら、壁面緑化、屋上緑化を行ってもらうことで効果的な緑地向上の取組みになります。ただし、屋上緑化、壁面緑化につきましては、景観の向上のためだけではなく、ヒートアイランド対策にも寄与することから、視認性についてはあくまでも参考のものとさせていただきます。

続きまして、視認性以外の効果的な緑化の説明になります。まず、高木性樹木の植栽に努めることとし、また、植栽する樹種についても敷地内で統一するよう努めることとします。高木性樹木の植栽イメージとしまして、左側の写真になるのですが、新潟駅南口のけやき通りの例を示しております。ケヤキにつきましては、まず、樹形が逆円錐形のため緑陰効果が高く、また、自動車交通の妨げにもなりにくいことが上げられます。続いて、四季の演出を考慮した植栽の樹種を選定するよう努めること。

最後に、新規の建物における緑化率につきましては、敷地全体の面積の 10 パーセント以上を目標とし、緑化率を算出するための緑化面積は、原則、地上緑化、壁面緑化、屋上緑化した面積の合計とします。ただし、将来植栽することが可能となるオープンスペース部分についても緑化面積に加算できるものとします。緑化率の算定イメージを表したイメージ図が右側の図になります。こちらの図の中では、地上緑化、壁面緑化、屋上緑化の合計だけでは敷地面積全体の約 9 パーセントの緑化率しかないのですが、このオープンスペース部分の面積を足した場合は 11 パーセントとなり、こちらの緑化率を採用することが可能となります。

最後になりますが、今まで説明させていただきました本制度の助成条件や効果的な緑化等を期待したガイドラインを策定し、広く周知を行うことで民有地の緑化を促していきます。

説明も終盤に移ります。7. 目指すべきみどりの将来像ということで、ここでは、本市の目指すべき緑の将来像の説明になります。こちらは4枚目のスライドに提示させていただきましたみどりの基本計画に記載しております目指すべきみどりの将来像の四つを示しており、そのイメージ図は下の図のとおりになっております。提示させていただいた目指すべきみどりの将来像の実現に向けて、今回説明させていただきました緑化重点地区の指定をみどりの基本計画に追加するとともに、緑化助成制度の創設を新たに行い、緑化推進のための取組みを重点的に取り組んでいきます。

最後のスライドになります。最後に、緑化重点地区の指定及び緑化助成制度の創設に向けた今後のスケジュールの説明になります。今回の緑化審議会におきまして、緑化重点地区の指定及び緑化助成制度の本市の考え方を示したところです。今回示した内容に対しまして、委員の皆様からご意見をいただきまして、そのご意見を反映した素案を作成し、来年の1月末から2月頭に開催を予定しております第54回緑化審議会で意見を示させていただきます。そして、2月に行われる市議会2月定例会において素案の説明及び市民意見を聴取するためのパブリックコメントの実施について、報告を行います。それから、3月の約1か月程度、パブリックコメントを実施したいと考えております。また、年度が明けた5月ごろに第55回緑化審議会を開催し、素案にパブリックコメントを反映した案について委員の皆様の説明し、内容について諮りたいと考えております。その後、6月ごろに緑化助成制度の運用開始を予定しております。これはあくまでも現時点の予定とはなりますが、このスケジュールで進められるよう努めてまいりますので、委員の皆様から引き続きご協力をお願いいたします。

以上、長くなりましたが、私からの説明を終わります。

(村上副会長)

改めまして、今、事務局より新潟市の緑化推進について、みどりの基本計画の一部追加、緑化重点地区の指定という項目が一つと、後半では緑化助成制度の創設ということで、ご説明がありました。委員の皆様方から何かご意見、ご質問等があればお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

(菊野委員)

2点お伺いしたいと思います。1点目ですが、15 ページ、緑化重点地区の指定ということで、特に緑が少ない地区の説明がありました。流作場五差路からから古町地区においては街路樹がほぼ整備されていない状況にあるということですが、このようなまちづくりになってしまった理由があるのであればお聞かせいただきたいと思います。もしくは、このような現状についてどのような課題があると市では認識しているのか。これが民の力、民が意識を変えるもしくは資金面で緑化に投入しようと思ってもできない理由があるのかもしれないということで、この点についてお伺いしたいと思います。

それからもう1点が、冒頭の部分で、みどりの基本計画、以前もこの点について伺ったかもしれませんが、新潟らしい風格ある都市。この風格という言葉が何回か聞かれるのですが、これから緑化推進をするに当たっても、この意味を民にどのように具体的に伝えていくのか。樹種を何か指定するのかといった点も含めてお聞かせください。

(事務局：渡邊)

まず、一つ目の、流作場五差路付近でなかなか緑が少ないという理由なのですけれども、

一つは、どうしても、東大通から萬代橋に抜ける新潟市を代表する道路ということで、非常に、どうしても交通量が多い、非常に重要な道路ということで、まずは道路が優先されてきたという部分が、新潟市が整備していない部分ではありますけれども、そういった背景があるのかなとは認識しています。それから、民地においてはどうしても商業地ということで、商業用だったりオフィスビルだったりということで、結果としてそういった利用がどうしても優先されてきたという点はあるのではないかと推測しています。そういった状況であるからこそ、私ども新潟市としては、まずは緑化を進めていきたい、そういった方法の一つとして、今お示したような考えで取り組みたいと考えているところです。

二つ目の風格ある都市とはどういうものかというのは、恐らく、言葉だけで言うといろいろ皆さんそれぞれとらえ方が違うとは思いますが、一つは、やはり、新潟を訪れた方が印象深く残るような、緑が多いきれいな都市だという印象が強く残るような町並みにしていきたいという思いで考えているところです。

それから、どういった形でPRしていくかということになってくると思うのですが、先ほどのご説明の中でお話しさせていただきましたけれども、ガイドラインを作りたいと考えています。これは制度の、運用開始に合わせて策定を考えているのですが、その中でイメージ、パースですとか、そういったことでこういった町並みを作っていくというように、今、スライドを出していますけれども、こういったイメージ図ですとか、こういった望ましい、義務ではないのですが、視認性の点ですとか、そういったことを記載して、制度の活用を促す、PRする中で、皆さんにお示ししていきたいと考えています。

それから、樹種の統一ということもありましたけれども、特定の樹種というよりは、いろいろな、新潟市の木というとヤナギだったり、それから例としてお示したケヤキが街路樹で採用されていますけれども、そういったいろいろな木を組み合わせながら、いろいろな造園屋の工夫ですとか、そういったことも引き出しながら取り組む必要があると思っています。特定のこの樹種を指定するということはないのですが、景観的に統一されているですとか、四季に合わせた木を採用していただけたらと考えています。

(椎谷委員)

26 ページのイメージ図を見せていただいたのですが、緑が多いことで日陰にもなりますし、景観もいいですし、いい効果がたくさんあると思っていますし、とてもいいことだと思うのですが、管理の面で、どうしても木がありますと、毛虫とかハトのふんとかカラスとかというさまざまなことが出てきます。その管理に関しても、これから申請を受ける方々にこのような管理が必要だということもしっかりとお伝えしていかなければいけないのではないかと思います。

私どもの施設にも桜の木があります。桜の木は年に3回ほど、人体にも安全なものでアメリカシロヒトリの駆除をしたり、カラスが問題になっていまして、カラスが巣を作って危険だということもあつたりということで、本当に木を育てるのにも大変なことがあるかと思ひますので、その辺の管理の部分もしっかりお伝えしていただけるといいのかなと思ひます。

(横山委員)

いろいろ素晴らしい緑化制度の創出だと考えておりますけれども、気になった点が、維持管理のところ、23 ページに5年間は適切な維持管理をとありますけれども、何でも作る時はとてもモチベーションが高く、維持管理も皆さんきれいにしようという意識が高いと思ひますのでけれども、やはり、年々そのモチベーションは下がるのが人間だと思ひております。そのようなところで、維持管理についての、もう少し具体的な制度、費用を出していくなどの必要があると、さらにきれいな新潟を維持していけるのではないかとこのところを一つお考えいただければと思ひます。

あともう1点ですが、13 ページに緑と花の豊かな本市ということで、そこに花という言葉が出てきていますが、その後、花という文言があまりこの中には出ておりません。緑というと、どうも樹木に皆さんの理解、一般市民にとっては樹木なのかなというとらえ方になりがちだと思ひます。地上緑化などのイメージ図を見ると、確かに花も入っておりますので、花と樹木とか、樹木と花とか、そういった花の文言を少し入れていただくと伝わりやすくなるのではないかとと思ひます。

あともう一つ、先ほどのけやき通りの25 ページですけれども、高木性樹木の植栽に努めることとしと書いてありますが、どうしても高木性のものを立てるとということは、足下の面積が広くなると思ひます。その部分にきちんと、緑でも花でもいいので、足下の部分も、高いものを立てれば立てるほど広い面積が執られていくはずですので、その辺りを少し具体性を持たせていただくといいのではないかとと思ひます。今も、町を歩いてみますと、どうしても足元が枯れている状況が見えたり、緑はきれいだけれどもどうかなというような箇所も見受けられますので、その辺り、少し計画に、制度に入れていただくといいのかなと思ひております。

(指村委員)

緑化重点地区にちょうどうちの学校のビルが入っております、そういう助成があれば緑化していこうということがたくさん出てくるのではないかとと思ひて、非常に期待しております。

それで、以前、うちの学校でも壁面緑化をやったことがあるらしくて、やはり、自然環境の専門学校なので、そういうイメージとか、みんなに植物のよさを伝えるという意味もあつ

て、あと、癒やし効果などもあるので取り組んだそうですけれども、維持管理が大変で、結局、追いつかなくなって全部撤去したということでした。この話をもしうちの学校に持ち込んだとして、提案するとき、最初に施工でお金が出るのはいいから歓迎されると思うのですが、その後の維持管理にお金はないのですかと絶対に言われると思うのです。それを自分の学校からとか建物の管理のところから常に出していかなければいけないというのは、多分、考えるとけっこう負担かなと思いますので、何かその辺のサポートもあったほうがいいと思います。

あと、努力目標だと思うのですが、先ほどから出ている高木性の樹種とか樹種を統一するところが少し気になっています。今、生物多様性の重要さが認識されている中で、同じものばかり植えることがいいとも限らないと思うのです。もちろん、景観上は統一感があつたほうがデザインとして美しいのは分かるのですが、これを敢えて同じものを植えなさいと奨励するのは、世の中の流れにあまり合っていないのではないかと感じます。

それで、風格ある都市を目指すということで、私が思ったのは、やはり、外国産の花の派手なものを植えるよりは、新潟にもともと自生しているような植物をなるべく使うとか、樹木でももちろん花は咲きますので、そういった中でも花のきれいなものもあると思いますので、そういうような目標を入れたりすると、風格ある都市というところにつながっていくのではないかと感じました。

(村上副会長)

予算措置、背景とかあるといいなと思うのですが、一方で専門学校的に町全体が実習の場になるというのはとてもいいことだと思います。

(佐藤委員)

維持管理費の面で、導入するのに躊躇してしまうということは容易に考えられますので、これであれば、壁面緑化とか屋上緑化などで、それを施工した場合に光熱費などと併せると若干光熱費が抑えられるとか、あるいは、灌水のようなもので一定の別の補助が受けられるような仕組みを提案するとか、何かビルのメンテナンスをトータルで考えたうえで、壁面緑化とか屋上緑化というものも一つあるなど民間の方が思われるような事例がもしあれば、ご紹介いただくと、より説得力が増すのではないかと思います。

(柘津委員代理：高崎)

道路管理のところから少し紹介させていただきます。国土交通省全体として、緑の施策として緑陰道路プロジェクトという施策ですとか道路の樹林化という施策があります。樹林化については道路の高盛土の法面を森にしていくなとかそういった施策で、緑陰道路については高木で陰を作って緑を増やしていくといった施策があります。駅前の国道7号の明石通から

萬代橋の間も、かつて緑陰道路にしようという話もあったのですけれども、管理の面からいうと、景観的には枝葉を伸ばしてきれいな通りを作りたいと思っているのですが、やはり、伸ばすと民地の方々からうちの看板が見えないとか、交通安全上から標識が見えないとか、落ち葉が落ちて大変だということがありまして、そういったバランスを保ちながら道路管理を行っているところです。そういった民間の方々がこういった意識を醸成していただければ、落ち葉の処理ですとか、多少の看板が見えないということも緩和されているのかなというところです。

あとは、流作場五差路の緑が少ないということですが、一応、駅前から萬代橋までのイチョウ並木、すみません、数は忘れたのですが、10メートルか20メートルピッチで今、植わっている状態で、並木としては秋に黄色の黄葉が楽しめるということです。あと、新新バイパスの競馬場インターの辺りですとポプラ並木ということで、かつては本省のほうで新潟県はこういったきれいな道路があるのだということで紹介されたこともありました。

ただ、街路樹という宿命もあって、歩道と車道の中の狭い植栽帯の中に植わった木ですので、どうしても根っことかそういったものが制約されて、だんだん衰退していくといえますか、元気をなくしていくのが宿命で、やはり50年くらいが寿命ではないかと思っています。そういったことも踏まえて、植え替えていくということが今後必要になってくると思います。いずれにしても、市民の方々のこういった緑に対する意識の向上といえますか、そういったものが図られれば、さらによくなると私も思っていますので、その辺はまたよろしくお願ひしたいと思ひます。

(村上副会長)

いろいろ国土交通省に絡むようなところのご説明、ありがとうございます。

私も今のお話とか、これまでの委員の皆様のお話を聞いて一つ思ったのは、まず、予算というバックグラウンドはとても重要なことだと思うのですけれども、一方で、市民の意識の醸成がとても重要なことだ。緑化を受け入れるというか、緑化していくのだと。当然、マイナス面なども出てくるとは思うのですけれども、しかし、それを受け入れてなお緑化を目指すみたいな感じで、そちらのほうがいいよねという感じも、意識の醸成もとても重要なのではないかと思います。それ自体は、それも含めて多分、少し息の長い取組みになるのではないかと思います。

(事務局：高島)

事務局です。ただいま、皆様の意見を聴いて、何点かお答えさせていただきます。

まず、一つ目の方から、制度設計の中で、造るときだけではなく維持管理にもそういった助成が入るよというご意見をいただきました。そういったご意見を、後でまたお話があ

るのですが、これからまた、今回の案に対して意見を後日いただくという形を取らせていただこうと思っております。そうした中で、我々はまた他都市の状況、政令指定都市の状況をいろいろ調べまして、ちなみに、他都市の政令指定都市も維持管理まではなかなか回っていないというのが多分、恐らく現状なのだろうという中で、この制度が他都市の政令指定都市でも最近、あまり使われなくなってきたのだという話も、実はあるらしいのです。そうしたところ、今後、是正して直していこうとなったときの、ちょうど今、過渡期に来ているのかなというところもあります。ただ、我々としては、今、さすがに最終的な部分はまだ行かないにしても、その辺はいつでも修正できるようなものにしていきたいと考えております。ただ、現状については調べて、次回のときにはまた報告したいと思えます。

先ほどの、道路の流作場五差路から古町にかけて白抜きになって街路樹がないような形になっておりましたけれども、新潟国道事務所に対しましては大変申し訳ありません。実は、流作場五差路から萬代橋まで、先ほどおっしゃったように樹木がありますし、萬代橋の右岸側、ホテルオークラ側につきましても、秣川岸線の道路にケヤキがだっとありますが、あそこまでヤナギが実はあります。そこから先がないのですけれども、それは新潟市の宿命といえますか、もともと新潟のまちづくりの中でアーケードがあったものですから、なかなか造るスペースがないということになっております。

ただ、今、国土交通省で、駅前を通りではないですけども、東側に万代島ルート線という道路を造っております。ちょうど柳都大橋に接続する道路なのですけれども、図面だと少し分かりづらいでしょうか、ここに柳都大橋、万代島ルート線ができて、ここの交通量がかなり減りました。しかも、今、ちょうどインターから造っておりますので、そちらが完成するとさらに減るものと思われれます。そうしますと、駅前からの通りの交通量がかなり減った段階において、道路の空間を再構築していこうではないかという案も今、出ておりました、まだ正式なものではありませんが、将来的には道路の空間を再構築していこうと。これは具体的にどういうことかという、車線数が今ほどいらぬのではないかと。そうなったときに、車線を一つ、歩道の空間なのか緑の空間なのか、そうしたものを一つ造ったらいけないかということ、将来的にはできるのかなと考えております。

あと、こちらにも複数の方からありましたが、みどりの基本計画における基本理念、風格ある都市ということ。風格ある都市というのは、基本的に駅前の通りのことだけを言っているのではなく新潟市全体のことを言っているのですけれども、まずは角田山、多宝山、また新津丘陵等の里山、また、新潟らしさという意味では、田園型政令指定都市という中での田園風景といったものも含めて、また、まちなかには将来的に緑が多いまちなかということで、トータルで風格ある町というように表現していると我々は考えております。付け足しの

部分もありましたが、以上、よろしく申し上げます。

(佐藤委員)

一つだけ。新潟らしさという面で、せっかく新潟は「潟」という名前がついておりますし、中央区に鳥屋野潟もありますし、西区に佐潟もありますので、緑の中に潟を入れていただければと思います。

(村上副会長)

ほかにいかがでしょうか。

それでは、次に行きたいと思います。議事次第6、その他ですけれども、「新型コロナウイルス感染症を踏まえた運営要領の変更について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局：金子)

それほど資料の量がありませんので、お手持ちの資料をご覧くださいまして、説明させていただきたいと思います。

めくっていただきまして、2ページ目です。本審議会の運営に関する取り決めについての現状なのですけれども、基本的には、今お集まりいただいているように、集合形式での開催を前提とした会議になっておりますけれども、昨年度も今も広がっておりますけれども、新型コロナウイルス感染症感染症拡大により、こういった集合形式が難しいといったパターンも出てきていることから、新たな会議方式の選択肢を検討しようということですので。今回について、新たな会議方式としては、WEB会議という選択肢を可能とする体制に変更を行いたいということです。

続いて、変更方法になるのですけれども、本審議会の運営に関する取り決めについては、新潟市緑化審議会規則で定められているのですけれども、それに加えて附属機関、緑化審議会に限らずいろいろな機関があるのですけれども、そちらをとりまとめている課から考え方が示されたということで、具体的には、赤字の中段のところを読ませていただきますけれども、WEB会議については、附属機関等の設置根拠において、会議の運営が会長に委ねられている場合など、運営権者が認めることで開催を可能とするとしており、出席は集合形式の会議と同様に扱う旨を規則や要領などにあらかじめ記しておくこととなっているところです。

先ほどの緑化審議会規則の中に、こちらについては今回、つけておりませんが、例えば、委員の定員が何名、任期が2年といったルールを示しているのですけれども、その中に、第9条として、規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して日宇町な事項は、会長が別に定めると定められております。つまりは、この別に定めている審議会運営要領に開催を可能とする旨を追加したいということになっております。

そちらの案が次のページになります、新潟市緑化審議会運営要領になっておりまして、こちらの第4条に、審議会は集合形式による会議のほか、WEB会議での開催を可能とする。なお、出席は集合形式による会議と同様に扱うこととするといった文言を追加したいと考えております。こちらは今ほど説明したとおり、会長が別に定めるとなっておりまして、本日は岡崎会長がお休みということで、皆様に報告させていただきまして、よろしければ今一度会長にご相談させていただいて、よろしければこちらで追加させていただくという手続きを取りたいと思っております。

(村上副会長)

今回提示された案について、皆さんから何かご意見等はありませんか。

1点確認なのですが、このWEB会議は一部の委員がWEBで参加しているのもWEB会議という、半分は集合しているみたいな状態も含めてのWEB会議ということですか。それはあまり想定していないということですか。WEBでやるときは全員WEBですみたいな感じですか。

(事務局：金子)

この要領に定める中では、そこまで具体的なところまでは定めていません。ただ、事務局の思いとしては、やはり、基本はこういった形で集まっていただいて、集合で議論していただきたいと思います。ただ、どうしても新型コロナウイルス感染症の拡大ですとか、どうしても集まれないといった事態が起きたときにこういった対応が取れるようにしたいといった考え方です。

(村上副会長)

事務局としては、なるべく対面でやりたいと。

ほかに、この件についてはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、本日の議事は以上になります。全体を通して、委員の皆様からご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

(椎谷委員)

今のWEB会議なのですが、私はWEB会議を希望しているのですが、例えば、一人でもそれは可能ということでしょうか。一人だと欠席みたいになるのですか。全員がWEB会議になるということでしょうか。

(事務局：金子)

その辺は個別に相談させていただければと思います。体制としては、確かにこういった集合方式をとりつつも、WEBで参加される方というのがいらっしゃる場合も、この中では想定できます。

(村上副会長)

いわゆるハイブリッド形式は事務局側にとっては負担が多いただろうなというのは、私自身もいろいろな会議に出ていて思うのですけれども、一方で、確かに現状、集合するのはちょっとと思われる方がいるのも現状だと思いますので、できればそういう体制を取れるように事務局側にお願ひできればと思っております。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、これで本日の緑化審議会を終了したいと思います。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

(司 会)

皆様、大変ありがとうございました。貴重な意見をいただきまして、またこれを持ち帰りまして、こちらで考えていきたいと思っております。

事務連絡として、大きく3点あります。まず、1点目ですけれども、本日の審議会の内容につきましては、後日、ホームページにアップさせていただくところなのですが、事前に委員の皆様にご議事録作成したものをメールで送らせていただきまして、委員の皆様、それぞれ確認していただきまして、そのうえで公開していきたいと考えております。

2点目ですけれども、報告2の中の新潟市の緑化推進について、緑化重点地区の指定及び緑化助成制度の創設の関係ですけれども、遅くとも来週早々にはなりますけれども、皆様からご意見を書いていただく書式、調査表をお送りいたしますので、本日の意見を含めて持ち帰っていただきまして、お気づきの点、意見がありましたら、今のところ来年、年が明けて1月18日火曜日ごろまでに返信していただけたらと思っております。年末年始の休暇を挟んだ中でのお願いということで、大変恐縮なのですが、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に3点目ですけれども、次回の緑化審議会につきましては、先ほど、今後のスケジュールの中で説明がありましたが、1月下旬から2月上旬を予定しているところです。すでに事前に予定を調整させていただいている部分がありますけれども、日程が決まり次第、またご案内させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事務局からは以上です。本日は、長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。今後ともよろしくお願ひいたします。